

北海道医療費適正化計画

◆ 現計画の推進状況等

1 計画の趣旨

道民の高齢期における適切な医療の確保を図る観点から、生活習慣病の予防対策、医療提供体制の整備や地域包括ケアシステムの推進に伴う入院と在宅等の調和などによる医療費の適正化を総合的に推進。

2 策定根拠指針等

(1) 根拠

高齢者の医療の確保に関する法律第9条に定める都道府県医療費適正化計画

(2) 指針等

医療費適正化に関する施策についての基本的な方針（H28.3.31厚労省告示）

3 計画期間

平成30年度から令和5年度までの6年間（第三期）

4 現計画の推進状況等

(1) 健康の保持の推進に関する施策

[主な取組]

- ① 特定健康診査等の企画・評価や保健指導を担う実施者の研修などの人材育成
- ② 特定健康診査等に係る集合契約の支援
- ③ 特定健康診査継続受診の促進に関する取組事例や、特定保健指導によるメタボリックシンドロームの改善率の高い取組事例等の情報提供
- ④ 市町村国保に対する特定健康診査等に要する費用の助成
- ⑤ 特定健康診査の実施率が低い保険者に対する重点的な技術的助言の実施
- ⑥ 道の広報媒体を活用した普及啓発や北海道国保連合会等と連携した広報活動の推進

[進捗状況]

特定健康診査及び特定保健指導の実施率向上等に向けて、未受診者及び未利用者への効果的な受診勧奨や制度周知など各施策に取り組んでいるが、本道の特定健康診査の実施率は全国平均を下回り低調となっている。

[指標の進捗状況]

特定健康診査実施率

	R1	R2	R3	《目標》
全 国	55.6%	53.4%	56.5%	《70%》
北 海 道	44.2%	43.3%	45.7%	《70%》

特定保健指導実施率

	R1	R2	R3	《目標》
全 国	23.2%	23.0%	24.6%	《45%》
北 海 道	18.3%	17.2%	18.4%	《45%》

(2) 医療の効率的な提供の推進に関する施策

[主な取組]

- ① 病床機能分化・連携促進について、地域医療構想調整会議等にて継続的に協議を行い、整備事業を実施。
- ② 地域包括ケアシステムの推進のため、在宅医療・介護連携に係る支援事業及び介護人材の資質向上に資する研修の実施。

- ③ 被保険者への自己負担差額通知に対する財政支援などによる後発医薬品の使用促進
- ④ 点検項目一覧表の配布や国保連合会と連携した研修の開催など診療報酬明細書（レセプト）点検の充実

[進捗状況]

医療連携体制、地域包括ケアシステムの推進については、北海道医療計画、地域医療構想等に基づき各事業を実施している。

後発医薬品の使用割合は、令和2年9月までに80%以上とする国の目標値に、令和元年以降達している。また、レセプト点検事務による財政効果額は令和2年度は全国平均を上回ったものの、令和元、3年度は下回っている。

<参考データ>

後発医薬品の使用割合の状況

	R1	R2	R3	《目標》
全 国	80.4%	82.1%	82.1%	《80%》
北 海 道	81.9%	83.5%	83.4%	《80%》

レセプト点検による一人当たりの財政効果額（過誤調整額＋返納金等調整額）

	R1	R2	R3
全 国	2,129円	2,015円	2,056円
北 海 道	1,980円	2,076円	2,015円

5 計画見直しの基本的な考え方

(1) 計画の見直しの趣旨

[国の方針]

医療費適正化に関する施策についての基本的な方針（R5.7.20厚労省告示）

[法改正]

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法などの一部を改正する法律（令和5年法律第31号）による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）において、保険者協議会を必置化し、医療費適正化計画の作成等に関与する仕組みが導入された。

[社会情勢]

全国的には令和22年頃に高齢者人口がピークを迎える中で、医療・介護の複合的ニーズを有する高齢者数が高止まりする一方、生産年齢人口の急減に直面する。

[趣旨]

医療費の更なる適正化に向けて、複合的なニーズを有する高齢者への医療・介護の効果的・効率的な提供等を現計画に追加するとともに、既存の目標についてもデジタル等を活用した効果的な取組を推進する。

また計画の実効性を高めるため、道が関係者と連携するための体制を構築する。

(2) 計画の性格及び位置付け

「高齢者の医療の確保に関する法律」第9条に基づく法定計画であり、本計画と密接な関係を有する「北海道医療計画」、「北海道健康増進計画」、「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」、「北海道国民健康保険運営方針」と一体的・総合的な推進を図るもの。

(3) 計画の期間

令和6年度から令和11年度までの6年間（第四期）